

千本プラザ  
秋のイベント

長寿福祉課  
☎055-934-4834

千本プラザでは様々な催しをラインナップしています。日々の生活を充実させるために、新しいことを始めてみませんか。皆さんの参加をお待ちしています。

内容	太極拳入門	筋トレ	コンディショニングストレッチ	陶芸教室「トースト皿を作る」	ジャズコンサート	エアロ・ZUMBA
とき	10月11日(火)・18日(火)	10月17日(月)・24日(月)・31日(月)・11月14日(月)・21日(月) (全5回)	10月29日(土)、11月5日(土)・19日(土)・26日(土)、12月3日(土) (全5回)	10月22日(土)	10月30日(日)	11月3日(祝)
時間	14:00～16:00	13:30～15:00 (回により異なる)	13:30～15:00 (回により異なる)	9:30～12:00、13:30～16:00	13:30～15:00	16:00～17:00 (エアロ)、17:15～18:15 (ZUMBA)
ところ	多目的ホール	多目的ホール	多目的ホール	陶芸室	音楽ホール	多目的ホール
講師	野田康太	高尾朋之	真野知美	井原正利	富士通ジャズ・オールスターズ	村上典子、矢島幹太、RINA
対象	60歳以上で全回参加できる人	60歳以上の人	60歳以上の人	高校生以上の人	どなたでも	18歳以上の人 (高校生を除く)
定員 (先着順)	30人	30人	30人	各10人	80人	各30人
申込開始日	9月26日(月)	9月29日(木)	9月29日(木)	10月4日(火)	10月17日(月)	10月18日(火)

※いずれも12時30分から電話でお申し込みください。

※持ち物等の詳細は、お問い合わせください。  
千本プラザ ☎055-962-3313

サンウェルぬまづ  
イベント情報

社会福祉課  
☎055-934-4824

緑化ボランティア活動体験会

プランター野菜作りや花壇への植栽等の体験会です。  
とき 10月12日(水)・13日(木)・19日(水)・20日(木)、10時～12時(全4回)  
ところ 畑ブース、館内花壇他  
対象 市内に住む全回参加できる人  
定員 10人(先着順)  
持ち物 飲み物、タオル、動きやすい服装  
申込方法 9月22日(木)、9時から電話で

美ボディトレーニング講座

とき 10月24日(月)・31日(月)、14時～15時30分(全2回)  
ところ 多目的ホール  
講師 カズコ(フィットネスインストラクター)  
対象 市内に住む全回参加できる人  
定員 25人(申込多数の場合は抽選)  
持ち物 飲み物、タオル、ヨガマット(持っている人)  
申込方法 専用フォームまたは講座名、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を明記して往復はがきで郵送  
申込期限 10月11日(火)(必着)

千本プラザ ☎410-0032 日の出町1-15 ☎055-922-2020

感謝の気持ちを伝えよう「絵・手紙展」



サンウェルぬまづの開館15周年を記念して、似顔絵やイラストに感謝の言葉を添えた作品を募集します。

募集 規格 はがき～A4サイズ  
応募方法 住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明記して郵送または直接  
応募期限 10月31日(月)(必着)  
展示 展示期間 11月8日(火)～20日(日)、9時～21時  
ところ 展示ギャラリー  
※11月8日(火)～12月25日(日)にホームページにて、作品動画の配信も行います。



勤労者のための教育ローン補助

静岡県労働金庫の教育ローンの利子の一部を市が補助します。教育ローンに関する相談会も行っていますので、ぜひご利用ください。

◆教育ローン補助  
資金使途 大学・短大・高等専門学校等の受験費用、進学・在学に関わる費用  
対象限度額 300万円  
利子補給率 年利1.5%(最長5年間)  
対象者 次の条件をすべて満たす人  
①市内に1年以上居住している  
②同一の事業所に1年以上勤めている  
③市税を完納している

◆教育ローン相談会  
とき 平日、9時～15時  
ところ ろうきん沼津ローンセンター(双葉町)  
※平日の営業時間の他に、水曜日(17時～19時)、日曜日(9時～12時、13時～16時)にも相談を受け付けています(要予約)。  
※申込方法等の詳細は、お問い合わせください。  
千本プラザ ☎055-926-5515

女性求職者向け面接会



座談会形式の面接会です。企業の採用担当者と直接話をする事ができます。  
とき 10月7日(金)、10時～14時  
ところ 第三地区センター  
対象 市内の企業への就職を希望する女性求職者  
定員 20人(申込多数の場合は抽選)  
申込方法 10月6日(木)までに専用フォームまたは電話で  
※定員に達しない場合は、当日参加も可能です。  
※実施方式が変更になる場合があります。  
詳細は、専用フォームをご覧ください。  
千本プラザ ☎055-920-5030



自分らしく働く  
いきいき働こう



商工振興課  
☎055-934-4749

最新の消費者トラブル事例を紹介しします。電子広告にお気を付けてください。

「簡単な作業で収入ゲット」等とうたう電子広告にご注意を！

簡単な作業をするだけで収入になるといふ電子広告を見て、業者から無料通話アプリで説明を聞いた。数千円のマニュアルを購入した後、さらに業者から高額なサポートサービスを勧められ、借金して契約した。指示されたとおりやってみたが全くお金にならず、借金が返せない。

◆対処法  
動画投稿サイトやSNS上には、簡単に儲かるかのような広告が表示されることがあります。動画を見るだけで収入になる、FX自動投資で確実に儲かる、相談に乗るだけで報酬がもらえる等の内容は、何らかの名目で代金を支払わせることが目的で、支払ったお金を取り返すことは困難です。  
大切な資産を騙し取られないよう「うまい話はない」と今一度肝に銘じてください。

消費生活センターでは、専門の知識を持つ相談員が市民の皆さんの相談に応じています。不安に感じたり消費者トラブルで困った時には、お気軽にご相談ください。

占いで幸せになるはずが…。次々と支払いをさせる占いに注意を！

スマホ使用中に無料占いの広告が表示され、深く考えずに情報を登録するとメールで鑑定結果が届いた。能力が高い鑑定士と称する人物から、あなたには強運がある、占いを止めると不幸になるといふメールが届くようになり、様々な名目で支払いを求められ気付くと大金を使ってしまった。

◆対処法  
軽い気持ちで始めた占いが発端で、高額な支払いをしてしまったケースです。業者は考える時間を与えないよう絶え間なくメールを送り、電子マネー等で次々に支払いをさせ、我に返った時には使ってはいけない資産にまで手を付けていたという深刻な相談もあります。  
娯楽に使える資産を決めておき、のめりこまないようにしましょう。

消費生活センター  
からのお知らせ

賢いぬまづの「たからっこ」  
生活安心課(消費生活センター)  
☎055-934-4841